

## 山梨県生活基盤施設耐震化等補助金交付要綱

### (通則)

第1条 山梨県生活基盤施設耐震化等補助金（以下「補助金」という。）については、予算の範囲内において、「生活基盤施設耐震化等交付金の交付について」（令和2年6月16日厚生労働省発生食0616第3号）（以下「交付金交付要綱」という。）に定める事業に充てるため、補助金を交付するものとし、その交付に関しては、山梨県補助金等交付規則（昭和38年山梨県規則第25号）（以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (目的)

第2条 この補助金は、市町村、一部事務組合、広域連合が行う水道施設の耐震化の取組や老朽化対策、水道事業の広域化の取組を支援することにより、生活の基盤を強化し、もって公衆衛生の向上と生活環境の改善に寄与することを目的とする。

### (定義)

第3条 この要綱における用語の定義等は、次の各号に定めるところによる。

#### 1 補助対象事業

「生活基盤施設耐震化等交付金の取扱いについて」（令和2年6月16日健0616第4号及び生食0616第3号）（以下「交付金取扱要領」という。）第3の1に該当する事業とする。

#### 2 補助対象事業者

交付金取扱要領第2の1に規定する要件に該当する事業者とする。

#### 3 その他

上記の他、この補助金における用語の定義等は、交付金取扱要領第1及び第4に規定するものとする。

### (交付額の算定方法)

第4条 交付金取扱要領第7の1で定める算定方法によるものとする。

### (申請手続)

第5条 この補助金の交付の申請は、次により行うものとする。

1 別紙様式1による申請書に関係書類を添えて、知事が定める日までに知事に提出するものとする。

2 補助対象事業者は、1の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額

をいう。以下同じ。)があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。

ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合においては、この限りではない。

(補助金の交付決定)

第6条 知事は、補助金を交付することが適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し別紙様式2により申請者に通知する。

(交付の条件)

第7条 この補助金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

#### 1 水道施設関連事業

##### (1) 事業計画の変更

ア 補助金の交付の対象となった補助対象事業の計画について、次の各号に掲げる場合に該当するときは、あらかじめ知事の承認を受けなければならない。

(ア) 事業の内容の変更であって、主要な構造物（取水施設、貯水施設、浄水施設等の施設（管きよを除く。）をいう。）について、次の事項を変更しようとする場合

ア) 工事施工箇所の変更で工事の重要な部分に関するもの

イ) 構造及び工法の変更のうち工事の重要な部分に関するもの

ウ) 規模の変更で補助金の交付の決定の基礎となった設計（変更設計を含む。）に基づく工事の程度を著しく変更するもの

(イ) 管きよ（構造物の附帯設備である管きよを除く。）にあつては、導水管、送水管又は配水管ごとにそれぞれの施工延長の30%以上の増減が生じた場合

(ウ) 事業に要する経費の配分変更であつて、次の事項を変更しようとする場合

ア) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費のいずれかの額の30%を超える変更をしようとする場合

イ) 本工事費、附帯工事費、用地費及び補償費、調査費、機械器具費、営繕費又は工事雑費から事務費へ流入する場合はいずれかの額の20%を超える変更をしようとする場合

イ アにより承認を受けようとするときは、別紙様式3により関係書類と事業変更承認書は経費の配分変更承認申請書を添付し、知事に提出するものとする。

##### (2) 工期の変更等

次に掲げる場合に該当するときは、速やかに別紙様式4により知事に報告してその指示を受けなければならない。なお、次のアの場合は当該年度の2月5日までに報告しなければならない。ただし、翌年度に繰り越した事業は、次のアの場合、若しくは(1)の事業計画の変更があつた場合に限る。

ア 補助対象事業がやむを得ない事由により当該年度内に完了しない場合又は

その遂行が困難となった場合

イ 補助対象事業が、当該補助金の交付の決定の内容となった補助対象事業費より著しく少額で完了することが明らかとなり、これにより補助金の一部が不用となる場合

ウ 補助対象事業が災害を受けた場合

エ 工事竣工期日が 30 日以上遅延する場合

### (3) 事業の中止又は廃止

補助対象事業を中止し、又は廃止しようとする場合には、別紙様式 4 による報告書に当該事業の中止又は廃止の理由その他必要な事項を記載した書面を添付してこれを知事に速やかに提出し、その承認を受けなければならない。

## 2 状況報告

知事は必要と認めるときは、経理の状況その他必要な事項について報告をさせ、又は検査を行うことができる。

## 3 財産処分の制限

(1) 補助対象事業により取得し、又は効用の増加した不動産及びその従物並びに当該事業により取得し、又は効用の増加した機械及び器具であってその単価が 50 万円以上のものについては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで知事の承認を受けずに補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付け、又は担保に供してはならない。

(2) 補助対象事業者は、前号の承認を受けようとする場合は別紙様式 5 により財産処分承認申請書を知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(3) 知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があったときは、その収入の全部又は一部を納付させることがある。

## 4 財産の管理及び運営

補助対象事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても、善良な管理者の注意をもって当該施設の適正なる維持管理をするとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

## 5 事業の経理

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした書類の作成及び保管にあたっては、次によらなければならない。

(補助対象事業者が地方公共団体の場合)

補助金と補助対象事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 6 による調書を作成するとともに、補助対象事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、これを補助金の額の確定の日（補助対象事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後 5 年間保存しておかななければならない。ただし、補助対象事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の財産がある場合は、前記の期間を経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過す

る日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

(変更申請手続)

第8条 この補助金の交付決定後の事情により申請の内容を変更して追加交付（一部取消）申請等を行う場合には、変更理由書を添付して、第7条に定める申請手続きに従い、速やかに行うものとする。

(実績報告)

第9条 当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による報告書に関係書類を添えて、事業の完了の日から起算して1ヶ月を経過した日（第7条の1(3)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1ヶ月を経過した日）又は交付決定をした年度の翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、知事に提出するものとする。

なお、事業が翌年度にわたるときは、知事が定める日までに別紙様式8による年度終了実績報告書を、知事に提出するものとする。

2 補助対象事業者は、第5条の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出するに当たって当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになったときには、これを補助金から減額して報告しなければならない。

(補助金の額の確定)

第10条 知事は、前条の規定による実績報告書を受領したときは、その内容を審査のうえ補助金の額を確定し、別紙様式9により補助事業者に通知する。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付については精算払いとする。ただし、知事が必要と認めるときは、概算払いとすることができる。

2 補助対象事業者は、前項の規定により概算払いを受けようとするときは、別紙様式10により概算払請求書を知事に提出しなければならない。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第12条 補助対象事業者は、第5条の2ただし書に定めるところにより交付の申請を行った場合において、実績報告書（年度終了実績報告を除く。）を提出した後、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定したときには、その金額（第9条の2の規定により減額した場合は、その金額が、減じた額を上回る部分の金額）を別紙様式11により速やかに知事に報告しなければならない。

2 知事は、1の報告があった場合には、仕入れに係る消費税等相当額の返還を命ずる。

(書類の保管)

第13条 補助事業に係る帳簿及び証拠書類は、当該補助業者終了の年度の翌年度から起算して5年間、整備保管しておかなければならない。

附 則

この要綱は、平成28年9月8日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和2年8月6日から施行し、令和2年4月1日から適用する。